

拉致問題の早期解決に関する緊急提言

北朝鮮による拉致問題については、平成14年に5名の拉致被害者が帰国し、その後、平成16年にそのご家族が帰国されて以降、新たな帰国者がいないまま10年が経過しようとしています。高齢化が進むご家族の中には、残念ながら再会が果たせないまま帰らぬ人となった方々もいらっしゃいます。

このような状況の中、本年7月1日の日朝実務者協議を経て、北朝鮮は特別調査委員会を設置して調査に着手し、日本政府は独自制裁措置の一部を解除いたしました。6年ぶりに拉致問題が解決に向けて動き出すことになり、拉致被害者のご家族はもとより、我が国民の拉致問題解決への期待は高まっております。

拉致問題の一刻も早い解決は国民すべての願いであり、関心と期待が高まっているこの機会を捉え、国においては、次の事項について適切な措置を講じるよう提言します。

1. 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、調査の実効性をしっかりと確保し、全力を尽くしてすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現させること。

2. 北朝鮮との協議に当たっては北朝鮮側のペースで進むことなく毅然とした姿勢を貫き、今後の制裁措置の見直しについては、調査の進捗状況など拉致問題の解決に向けた進展を見極め適切に判断すること。

また、万景峰号については、拉致被害者が帰国されるまでは、入港禁止措置を解除しないこと。

3. 北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすことはもとより、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。

あわせて、拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

4. 北朝鮮による再調査の進捗に応じて、生存者に関する情報等の共有を図るなど、地元自治体との連携を密に行い、帰国後の生活再建にあたっては、新たな帰国者が直面すると考えられる言葉や住居、医療・保健や生活相談、就職・就業の問題などを含め、拉致被害者及びそのご家族に寄り添い、様々な状況に適切な対応がなされるよう柔軟に対応するとともに、支援策の拡大に向けて制度改正等を行うこと。

平成26年7月16日

全国知事会